



古着・自転車・家電、買い取ります！？

「いらなくなった服や靴はありませんか？」「使わなくなった自転車・家電を買い取ります。」などという、電話がかかってきませんか？

実際に訪問してくると、貴金属しか買い取らないと言われてしまうことがあります。事前に電話などで許可を得て、自宅を訪問し商品を買取することを『訪問買取』と言い、事前に許可なく、訪問することが法律で禁止されています。

また、帰ってほしいと言っても帰らず、貴金属を見せてほしいと、しつこく居座る業者もいるようです。このような業者がいた場合は、警察に連絡してください。

必要のない場合は電話で勧誘された時点できっぱり断りましょう。また、売ってしまった後でも一定期間内であれば、クーリング・オフ(無条件解除)できます。

まずは消費生活センターにご相談ください。



仮想通貨？それって何？？

『仮想通貨』とは、「インターネット上でやりとりされ、通貨のような機能を持つ電子データ」ですが、円やドルのような法定通貨ではありません。また、価格が変動する(価値が下がる)リスクがあり、値上がりする保証はありません。「必ず儲かる」など不審な勧誘を受けた場合や、説明を理解できない場合はきっぱりと断りましょう。

また、『仮想通貨』を取引する事業者は、国への登録が義務付けられています。

登録業者は金融庁のホームページでご確認ください。

金融庁へのご相談は、0570-016811(平日10:00~17:00)へ。

不審な勧誘などは、消費生活センターにご相談ください。

日向地区広域消費生活センター

日向市役所 市民課 市民相談係

TEL 0982-55-9111

困った時にはすぐ相談！！

